令和2年度第1回浜松市情報公開。個人情報保護委員会

会 議 録

- **1 日 時** 令和2年8月18日(火) 午後1時30分から午後2時40分まで
- 2 場 所 浜松市役所 本館 8 階 第 5 委員会室

3 出席者

(1) 委員

鈴木 孝裕委員、原田 伸一朗委員、岡本 孝子委員、木山 幹恵委員、清水 猶委員、 林 浩樹委員、村井 秀行委員、村上 重典委員、山本 泰子委員

(2) 事務局

文書行政課

小野 哲司参事 (課長)、小杉 浩喜専門監 (課長補佐)、後藤 崇臣副主幹、 村越 俊介主任、國井 千裕

市民生活課

大塚 彰男副参事 (戸籍住基担当課長)、山下 巧専門監、浜口 ちはる副主幹、 伊藤 巧

税務総務課

清水 健次課長、小楠 理恵課長補佐

情報政策課

小林 弘道主幹、名倉 敦史主幹、松島 未来主任

4 欠席者

なし

5 傍聴人

1人(うち報道関係者1人)

6 議題

- (1) 特定個人情報保護評価書案の点検
 - ア 住民基本台帳関係事務について(市民生活課)
 - イ 地方税の賦課徴収に関する事務について(税務総務課)

7 会議録作成者

國井 千裕

8 記録の方法

会議記録:発言者の要点記録(録音の有無:無)

9 会議記録

1 開会

事務局(小野)

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。 ただ今から、令和2年度第1回浜松市情報公開・個人情報保護委員会を開催いたします。

司会を務めさせていただきます、文書行政課長の小野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議は、浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針第 6条により、原則、公開となっております。

申し出があった場合は、傍聴を許可いたしますことを御了承ください。はじめに、浜松市総務部長、金原から、一言御挨拶を申し上げます。

金原総務部長

総務部長の金原栄行と申します。

開会にあたりまして、御挨拶申し上げます。

日ごろ、皆様方には、市政各般にわたりまして、御理解・御協力をいただき厚 くお礼申し上げます。

また、このたびは、御多忙であるにもかかわらず、今年度1回目の浜松市情報 公開・個人情報保護委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。 本委員会は、条例上三つの役割を持っております。

一つ目に、情報公開制度と個人情報保護制度という、異なる二つの制度に関し、制度の運用に関する重要事項について調査・審議をしていただくこと、二つ目に、市民等から審査請求があった際に市の諮問に対する答申をしていただくこと、そして三つ目に、特定個人情報保護評価書に関して御意見をいただくことでございます。

昨年度は、委員会を1回、不服審査部会を7回開催し、不服審査部会では、5 件の答申をいただきました。

いずれも本市の事務遂行にあたりまして、貴重な御意見となるもので、ひいては市政の透明性の向上につながるものと強く感じております。

さて、今回の委員会は、先ほど申し上げた三つ目の役割について、御審議をお 願いするものでございます。

平成27年のマイナンバー制度の開始に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる"番号法"に基づく"特定個人情報保護評価"について、評価書の公表から5年を経過するため、評価の再実施を行うにあたり、委員の皆様による第三者点検をお願いするものです。

特定個人情報保護評価の制度などにつきましては、この後事務局で説明いたしますので、お聞きいただければと思いますが、今回の評価の再実施の意義とい

たしましては、評価を実施してからある程度の期間が経過すると、情報技術の 進歩や社会情勢の変化が生じます。

最近では、神奈川県庁で利用されていたハードディスクドライブが、データが 廃棄される前に転売されたことにより、個人情報を含む情報が漏えいした事件 が記憶に新しいかと思います。

そのような変化に対して、改めて事務の特性や情報システムの構成などを踏ま え、評価書に記載している事務の内容や流れを確認し、新たなリスクやそのリ スク対策を検討するものでございます。

以上、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。 どうぞ、今後ともよろしくお願いします。

事務局 (小野)

ありがとうございました。

続きまして、昨年度の会議から、3名の委員が代わっておりますので、この場 をお借りして御紹介させていただきます。

清水 猶委員でございます。浜松市民生委員児童委員協議会から推薦をいただいております。

清水委員

(挨拶)

事務局(小野)

山本 泰子委員でございます。浜松商工会議所から推薦をいただいております。

山本委員

(挨拶)

事務局(小野)

なお、中日新聞社東海本社から推薦をいただいている林 浩樹委員につきましては、本日遅刻する旨、御連絡がありましたので、御了承ください。

また、松下 敬子委員につきましては、昨年度中に辞職する旨、届出がありましたので御報告いたします。

以上で委員の皆様の紹介を終わらせていただきます。

なお、総務部長は公務のため、これにて退席させていただきます。

(部長退席)

事務局(小野)

皆様には、大変お忙しい中、当委員会委員をお引き受けいただきまして、誠に ありがとうございます。まずもってお礼申し上げます。

さて、本日の会議でございますが、委員総数9人のうち、出席委員は現在のと ころ8人です。半数を超えており、会議が成立しておりますことを報告いたし ます。 事務局(小野)

それでは、ここからは、議事に移りますので、司会の進行を情報公開・個人情報保護員会委員長にお願いしたいと存じますので、鈴木委員長、よろしくお願いします。

2 審議事項

(1) 特定個人情報保護評価書案の点検

(ア) 住民基本台帳関係事務について

鈴木委員長 ここからの進行は、私が議事を進めさせていただきます。

さて、本日は、番号制度による特定個人情報保護評価に係る第三者点検ということで、事務局から、特定個人情報保護評価について説明をお願いします。

事務局(後藤) (資料に基づき説明)

鈴木委員長 ありがとうございました。

それでは、会議次第に基づきまして審議事項に移らせていただきます。

審議事項(1)アの「住民基本台帳関係事務について」評価実施機関からの 説明を求め、その後に、質疑、意見等を経て判断をしていきたいと思います。 それでは、評価実施機関である市民生活課は、説明をお願いします。

市民生活課 (資料に基づき説明)

鈴木委員長 ありがとうございました。

情報セキュリティに関する専門的な内容も含まれており、委員の皆さんも判断が難しい項目が多いと思います。

今回の評価書案の点検に当たり、前回と同様に委員長代理者であります原田 伸一朗委員に事前に点検をしていただいております。

原田委員は、静岡大学に在籍され、情報学の研究をされており、この番号制度につきましても、豊富な知識をお持ちでございます。

このことから原田委員に、予め、相談をさせていただいたところ、御快諾い ただいた次第です。

それでは原田委員から、確認いただいた結果につきまして、何かお気付きの 点や、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

原田委員 静岡大学の原田と申します。

私は5年前に特定個人情報保護評価書を最初に作成した際にも第三者点検に 携わっております。この5年間でどのようなところが変化したのかという観 点で、住民に意見募集するときの資料をもとに子細に拝読いたしまして、字 句修正も含めて担当課にお伝えしているところです。

5年前からの変化という観点で着目したポイントとしては、やはり社会情勢の変化です。

先程の説明にもありましたが、昨年神奈川県でハードディスクの内容が流出した事件がありました。これは、既に使用済みのハードディスクの処分と廃棄を業者に任せていたところ、その業者の社員が不正に持ち出してネットオークションに転売していたという事件です。

使用済みのハードディスクの廃棄に関して、行政がきちんと監督できている のかどうかという意識が明らかになったと思います。

もう一つ、5年間の変化の中で着目しているのは、再委託の問題です。

行政の事務で、データを取り扱う事務を民間業者に委託するということは多くあります。さらにそこから再委託する場合、個人情報の取扱いに関する監督が行政から遠くなってしまい、ずさんな取扱いになってしまうのではないかという問題が、近年新たなリスクとして浮上してきています。

一つ目はハードディスクを廃棄するプロセスが監督できているかということ、二つ目は再委託先でのデータの取扱いがきちんとされているかということの2点を主に、事前に確認させていただいた次第です。

まず、廃棄のプロセスをきちんと監督できているかという点です。御説明いただいたとおり、評価書36ページ中段に消去証明書等の提出を義務付ける旨の記載があります。

廃棄のプロセスについては、ハードウェアを物理的に破壊するか、あるいは 機械的にソフト等によって消去するとありますが、さらに消去証明書の提出 を求めることによって監督するというプロセスが加わっています。その点の リスク対策が改善されていると思います。

次に再委託についてです。住民基本台帳関係事務については、そもそも再委託はしないとあります。例えば13ページ「再委託の有無」には再委託しないとあります。他の業務のファイルについても、再委託はしないということです。

従って、委託先まで監督できていればよいことになりますので、再委託先で の個人情報及び特定個人情報のずさんな取扱いというリスクは、この事務に 関してはないと思います。

特にその2点に注目させていただいた上で、全体を見させていただいて、特に問題はないと思います。

鈴木委員長

ありがとうございました。

他の委員の方で、御意見のある方はいらっしゃいますか。

特に無いようでしたら、この内容で問題はないということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

鈴木委員長

それでは、「浜松市情報公開・個人情報保護委員会では、住民基本台帳関係事務における特定個人情報保護評価書案の内容に、問題はない。」ということを 当委員会の意見とさせていただきます。

市民生活課

ありがとうございました。

(イ) 地方税の賦課徴収に関する事務について

鈴木委員長 続きまして、審議事項(1)イの「地方税の賦課徴収に関する事務について」

評価実施機関からの説明をお願いいたします。

税務総務課 (資料に基づき説明)

鈴木委員長 ありがとうございました。

こちらについても事前に原田委員に御確認をいただいているので、原田委員から、確認いただいた結果につきまして、何かお気付きの点や、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

原田委員

こちらにつきましても、5年前の最初の特定個人情報保護評価において第三 者点検に携わらせていただきました。この5年間の社会情勢の変化の中でど のような改善が必要かという観点で、子細に見させていただきました。

こちらも先ほどの住民基本台帳関係事務と同様ですが、観点の一つ目はハードディスクとハードウェアの処理のプロセスがきちんと監督できているかという点です。

二つ目は再委託先でのデータの管理がずさんになっていないか、そこをきちんと監督するプロセスがあるかどうかという点です。

以上の二つの観点を確認させていただきました。

一つ目のハードウェアの処理のプロセスについては、22ページ「③消去方法」で消去証明書等を提出させるというプロセスが入っています。

また47ページ「ルールの内容及びルール順守の確認方法」でも、先程の住 民基本台帳関係事務と同様、委託先においても処理を行ったことを確認する プロセスが入っております。実際起きた事件も踏まえて、対策がなされてい ると思います。

二つ目が再委託についてです。18ページ「⑦再委託の有無」に再委託する との記載がありますが、その下「⑧再委託の許諾方法」で「業務委託契約書 に下記事項を記載して締結することを義務付けている。」とあり、一括再委託 を禁止することが明記されています。

一部再委託する場合にどのようなことを義務付けるかを書面で明確にすることと、特定個人情報の扱いに関しても書面で明確にすることを義務付けていますので、問題ないかと思います。

その他各種リスク対策についても、御説明いただいたとおり、適切な方法が 書かれております。

全体として見させていただいて、特に問題はないと思います。

鈴木委員長

ありがとうございます。

他の委員の方で、御意見のある方はいらっしゃいますか。

特にないようでしたら、この内容で問題はないということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

鈴木委員長

それでは、「浜松市情報公開・個人情報保護委員会では、地方税の賦課徴収に 関する事務における特定個人情報保護評価書案の内容に、問題はない。」とい うことを当委員会の意見とさせていただきます。

税務総務課

ありがとうございました。

事務局 (小野)

本日の点検をもちまして、特定個人情報保護評価書の内容が確定しましたので、本市内部での事務手続きを経て、国の個人情報保護委員会へ評価書を提出するとともに、市民向けに公表します。

鈴木委員長

わかりました。

3 その他

鈴木委員長

それでは、事務局からほかに連絡事項がありましたらお願いします。

事務局 (小野)

最後になってしまいましたが、新任の委員がお見えになっておりますので、 御紹介させていただきます。

林 浩樹委員でございます。中日新聞社東海本社から推薦をいただいております。

林委員

(挨拶)

事務局(小野)

本日お車でお見えになられた方は、駐車券の処理をさせていただきますので、

会議終了後に事務局職員にお渡しください。

4 閉会

鈴木委員長

それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回浜松市情報公開・個人情報 保護委員会を閉会いたします。 本日は、お疲れ様でした。